

大分県報

平成三十一年
第三〇五七号
二月八日

（金曜日）

目次

告示

平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金所得係数……………一
 平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金基礎額調整係数……………一
 平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金所得係数……………一
 平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数……………一

平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金所得係数……………二
 平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金基礎額調整係数……………二

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………二
 土地改良法による換地処分（三件）……………二
 解除予定保安林……………二

基本測定の終了……………二
 公共測量の実施……………三

公告

○告示

大分県告示第六十三号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）附則第四四の規定により読み替えられた同令第九条第五項の規定により、大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）第十三条第一項で定める基準に従い、平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金所得係数を〇・七一―一三二二―一七四六

四六四とした。

平成三十一年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第八項の規定により、平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金基礎額調整係数は、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）第十条第一項第一号の規定による数とし、その数は〇・八六五―一五六〇―五七七五とした。

平成三十一年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）附則第四四の規定により読み替えられた同令第十条第三項の規定により、大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）第十七条第一項で定める基準に従い、平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金所得係数を〇・七二〇五八四―一七九二―二二とした。

平成三十一年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十条第六項の規定により、平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）第十六条第一項第一号の規定による数とし、その数は〇・九九九九―九九八五―二〇九とした。

平成三十一年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十七号

大分県報（告示）

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十一
 条第三項の規定により、大分県国民健康保険条例(平成二十九年大分県条例第三十八号)第
 二十一条第一項で定める基準に従い、平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係
 る介護納付金納付金所得係数を○・六九二二七九五六〇五五三〇とした。
 平成三十一年二月八日
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十八号
 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十一
 条第六項の規定により、平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金
 納付金基礎額調整係数は、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及
 び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第百一十一号)第二十五条第一項第
 一号の規定による数とし、その数は○・九九九九九九九六一九五とした。
 平成三十一年二月八日
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十九号
 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営
 土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の
 規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
 に知事に対し審査請求をすることができる。
 平成三十一年二月八日
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	日向野地 区	平三一・二・八から 平三一・二・二八まで	日田市役所

大分県告示第七十号
 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営
 中山間地域総合整備事業竹田南部地区小河内工区の換地処分をした。

平成三十一年二月八日
 大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県告示第七十一号
 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営
 中山間地域総合整備事業竹田南部地区政所工区の換地処分をした。
 平成三十一年二月八日
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第七十二号
 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営
 中山間地域総合整備事業竹田南部地区中央工区の換地処分をした。
 平成三十一年二月八日
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第七十三号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水
 産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。
 平成三十一年二月八日
 大分県知事 広 瀬 勝 貞
 一 解除予定保安林の所在場所
 佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七八番四八から一七八番六二まで、字納ケ内一八五番
 二、一八五番三、一八六番五、一八六番六、字小田三三二番四
 二 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備
 三 解除の理由
 道路用地とするため

○公 告
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、次のとおり国土
 地理院長から基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 作業の地域

大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市

三 作業の終了日

平成三十一年一月八日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十一年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

二 作業の地域

大分市内

三 作業の期間

平成三十年十二月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで

平成三十一年二月八日

大分県報（公告）

三